

第1章 事業承継税制改正における 中小企業診断士の役割



金子 一徳

東京都中小企業診断士協会中央支部

1. 事業承継税制改正でどう変わったか

これまで事業承継対策としては、さまざまなテクニックが使われてきた。しかし、どの方法も完全に税務から逃れられるわけでもなく、また少なからず苦勞を伴う方法であり、なかなかすべての面を同時に解決できる手段が存在していなかった。

しかし、2018年度は「経営承継円滑化法」に「特例制度」が加わったことにより、この手段を使わない理由を見つけることが難しいくらい抜本的なものになったため、本章でその使い方と注意点の説明を行いたい。

今回の改正は、10年間の特例措置とはいうものの、これまでの弱点がほぼ克服された。そこで、この活用方法について以下にまとめる。

(1) 納税猶予割合の拡大

対象株数が発行済株式総数の3分の2だったものから、全株式になった。これにより、残りの3分の1の株式の納税をクリアするために、取引先に株式を保有してもらったり、中小企業投資育成株式会社に出資してもらったり、従業員持株会へ持たせたりなどの対策は不要となった。

また、相続税の猶予割合も80%だったものが、100%までが対象となったことで、相続の度に納税をする必要もなくなった。

これにより、経営者が100%株式を保有しながら、社長交代の際には後継者へ100%株式を贈与させるという、極めてシンプルな方法が可能になったのである。

つまり今後は、極めてシンプルな株主構成を作ることにより、経営権を安定させ、株主トラブルもなくなることができるようになったのだ。

(2) 従業員数の要件の緩和

相続・贈与時の従業員の平均8割維持要件が絶対ではなくなった。ただし、平均8割の基準を満たすことができなかった場合には、その理由を都道府県知事に報告しなければならない。

その理由が経営悪化である場合等については、「認定経営革新等支援機関」による指導・助言を受ける必要がある。しかし、これは、事実上の雇用要件の撤廃と読み替えて差し支えないと考えられる。

したがって、後継者がAIやシステム化、機械化を進め、結果として効率を高めるという前向きな経営を堂々と推進できるようになった。法律がこれを後押しするという形が、ようやく作られたことになった。

(3) 贈与者および受贈者の範囲の拡大

これまでは、「1人の経営者から1人の後継者へ」という承継パターンしか適用できなかった。それが、「複数の株主から、最大3

人の後継者へ」の承継まで対象に加えられた。

たとえば、先代経営者が3分の2の株式を所有し、その妻が3分の1を所有していた場合、それぞれが後継者へ贈与したとしても、すべての株式を対象にできる。

また、最大3人までの後継者が対象になることで、後継者の候補選びに迷っている段階から対策を実行に移せるため、社長交代の時期が今後早まる傾向になると予想される。

(4) ペナルティリスクの軽減

これまでは、納税猶予を受けている株式を譲渡等(M & Aにおける譲渡、合併、解散等を含む)した場合、本来の贈与税額を基準として納税しなければならなかった。

今回の特例では、連続赤字などの要件を満たせば、譲渡時の株価に基づいて猶予税額を再計算し、納税すればよいことになった。

また、相続時精算課税との併用はすでに認められていたが、改正により親族要件が除外された。相続時精算課税は、60歳以上の贈与者から20歳以上の子・孫以外でも年齢要件を満たせば、他人でもよいこととなった。

2. 注意すべきポイント

(1) 「最大3人の後継者へ」に注意

複数の株主からの株式が対象となることは大変なメリットとなる。何しろ、分散していた株式を集中して後継者へ集められるからだ。しかしながら、最大3人の後継者への贈与は注意を要する。

仮に社内にいる兄弟3人を全員対象者にしたい場合、代表権を3人に持たせ、長男51%、次男34%、三男15%のように相互牽制を働かせるように株式を持たせたとする(詳細要件:「議決権割合の10%以上を有し、かつ議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る」としている)。兄弟3人が協力し合って経営を行っている間は問題ない。

しかし、意見の相違により、会社を辞める兄弟が出てきた場合、5年以内に代表権を降

りとペナルティ条項にひっかかってしまう。

また、5年以後であったとしても、保有している株式を買い戻すなど、買い手は資金が必要になるし、売り手は猶予されていた納税を行う必要が出てくることが予想される。

この問題は、誰がリーダーとして会社を引っ張っていくのか、という根本問題をはっきりとさせるよう促すべきだ。

(2) 株価引き下げはやっておくに越したことはない

HPを検索してもらうとわかるのだが、国が提示しているケースは、経営承継円滑化法を使ってから、M & Aや廃業時に株価が下がっている場合を想定している。

M & Aが行われる場合は、どちらかといえば株価が上がっている場合を想定するのが自然であろう。この場合は、猶予されている納税を行うことになるから、株価を引き下げて、猶予される納税額も引き下げておくに越したことはない。

一方、廃業時は株価が下がっているというのが常識的な考えであるが、この場合でも、完全に免除になる要件はかなり細かく限定されている。

そのため、株価が下がったとしても、贈与時に株価を引き下げておくに越したことはない、という原理原則を忘れずに支援してほしい。

(3) 株式を換金したい場合は使わない

経営承継円滑化法は一見万能のように見えるが、やってはいけないケースがいくつか存在している。それは一言でいうと、「株式を換金したいとき」だ。

1つ目のパターンとして想定されるのは、経営者→子ども(あるいは親族)への事業承継において経営者以外の親戚・取締役・従業員・知人・友人等の株主が存在する場合だ。

経営者は、後継者が子どもや親族の場合になるべく後継者の負担なく、できれば納税も発生しない方法を望むものだが、経営者以外

の株主は、必ずしもそうとは限らない。いや、むしろお金を出して株主になっているのなら、それを無償で贈与するはずがないと考えるのが自然だ。

この場合は、経営者の保有する株式だけを対象として、経営承継円滑化法を申請し、その他の株主の移転については、別の手法を取ることになる。

2つ目のパターンとして想定されるのは、経営者→親族外への事業承継において経営者および経営者の親戚・取締役・従業員・知人・友人等の株主が存在する場合だ。

この場合は、上記の1つ目のパターンに経営者も加わることになり、ほとんどの株主が換金を希望することが予想される。すると、経営承継円滑化法は使う余地がまったくなくなり、別の方法を取らざるを得なくなるのだ。

3. 実際の事例とアドバイス

ここで、本制度を使わなければ解決できない相談事例があったので紹介したい。

(1) 事業承継待ったなしのA社

A社は現社長が赤字体質を見事にV字回復させたが、80歳と高齢のため後継者に道を譲るべく、どのようなタイミングで事業承継を進めるか決めかねていた。

A社の業績は絶好調であり、特殊な技術を持っていて、機械化が進んだとしても人の技術による仕事であるため、長きにわたる事業存続にも問題はない。同時にA社は自己資本が10億円近くあり、現社長が80歳と高齢であ

ることを考えれば、一気に移転する必要があった。

だが、実はA社にはもう1つ問題があった。名義株主である取締役Bと従業員Cの存在だ。両名ともに過去のいきさつがあり、お金は出していないが、株主になっている。

ところが、税務署には長年にわたって株主として記載された税務申告書が提出されてしまっており、今さら名義株式だというのは極めて困難な状況であった。

一方で、金融機関からは「後継者に持株会社設立をしてもらえば10億円融資します。一気に移転を進めましょう」という提案をもらっていた。

このような状況の場合、どう支援すべきなのか。

(2) 事業承継税制の特例を使おう

ここでポイントとなってくるのが、今回の「特例制度」である。2017年末までは、現社長の70%の持株のうち、61.7%（発行済株式総数の3分の2まで： $66.7\% - 5\%^{*} = 61.7\%$ ）までしか納税猶予の対象にならなかった。

これが現社長の残りの持ち分はもちろん、現社長以外の株主の、持ち分すべての納税猶予が可能になったのである（図表1）。

贈与で移転するわけだから、コストは0円であり、当然ながら譲渡益課税も発生しない。そして、本来かかる贈与税については全額が繰り延べられるのだ。

これ以外に必要なのは、現社長の配偶者と子どもの合意書だけである。しかし、今回のケースでは合意書もスムーズにもらえたため、

図表1 A社の株主名簿

	移転前	改正前の対象	改正後の対象	移転後
現社長	70%	61.7%	70%	
取締役B	15%	0%	15%	
従業員C	10%	0%	10%	
後継者	5%*			100%
合計	100%			100%

著者作成

遺留分という民法上の問題もクリアできた。

4. 中小企業診断士はどう行動すべきか

(1) まずは認定経営革新等支援機関になる

これまで、税理士・公認会計士・弁護士だけが資格要件（自己認証）のみで認定経営革新等支援機関になれた。ここに、中小企業診断士（個人の場合）が2018年7月9日に加わったので、ぜひ登録をお勧めしたい。

(2) 特例承継計画を出す

顧問先あるいは新規開拓先へ働きかけ、少しでもこの経営承継円滑化法を使える余地や可能性がある会社に対しては、「使う／使わないの選択は後ですればよいですから、特例承継計画だけとりあえず出しておきましょう」と営業を行い、きちんとフィーを取って、自ら認定経営革新等支援機関として、署名捺印と申請を行いたい。

ちなみに特例承継計画の提出期限は、2018年4月1日～2023年3月31日までで、都道府県に提出する必要がある。

(3) 王道のコンサルティングをする

今回の「特例制度」は、これまで多くの専門家に頼ってきた事業承継支援を、会社が自らできる土壌が整ったと捉えることもできるのだ。

しかしながら、一方で後継者育成、家族会議開催、後継者会談セッティング、会社の見える化・仕組み化、取引先の信用引き継ぎ、従業員の関係性維持など、「本質的な事業承継」の支援はますます重要性を増している。

こうした支援は、中小企業診断士が最も得意とする分野であり、お家芸ともいえるコンサルティング分野である。

中小企業診断士は、幅広くこうした知識・ノウハウを身につけながら、事業承継支援を行うことで、自らの専門分野を広げていきたい。

金子 一徳

(かねこ かずのり)

事業承継センター株式会社代表取締役。
一般社団法人事業承継協会理事。中小企業診断士。事業承継士。FP技能士1級。
事業承継支援をライフワークにし、法務、財務、権利など多方面からサポート。著

書は、『いちばん優しい事業承継の本』（税務経理協会）、『これから事業承継に取り組むためのABC』（税務経理協会）、『会社の“終活”読本』（日刊工業新聞社）など多数。

